

佐渡 法人会 だより

平成30年2月1日

第37号

公益社団法人 佐渡法人会

佐渡市千種50-5
TEL (F兼) 0259-63-4234



佐渡を世界遺産に

もっと、いい社会であるために



【講師 日向ひまわり 新春特別講演会】

恒例の新春特別講演会が1月23日(火)八幡館で開催されました。講師には、講師の日向ひまわりさんをお招きし「講談で描かれる人の繋がり」と題し、前半は張り扇で釈台を叩きリズムカルな話芸のマジック『講談』を、後半は修行話を披露して頂きました。

法人会

消費税期限内納付

推進運動

目次

2 年頭のご挨拶 小濱 安夫 佐渡法人会長／宮川 新一 佐渡税務署長

3 税制改正に関する提言書を市長・議長へ提出

4 新年のご挨拶 小林 敬 佐渡地域振興局長／事業報告

5 青年・女性部会の活動

6 7 佐渡税務署からのお知らせ

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sado/>





年頭のご挨拶

公益社団法人佐渡法人会
会長 小濱 安 夫

皆様改めまして、明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、會員の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

われわれ法人会は、半世紀を超える長い歴史を通じて、税のオピニオンリーダーとして、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してまいりました。その歴史と実績を踏まえ、公益法人として租税教育などの税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献して参る所存であります。

わが国は、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を上げ、景気は回復基調にあります。しかし、今後経済の自立的な好循環を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略がなにより重要となります。加えまして持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も今後国家的課題であります。これらの課題に

対応する大前提として、行政改革の徹底が行われるべきであることは言うまでもありません。

こうした中、地域経済と雇用の担い手であるわれわれ中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にあります。日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であります。今後とも国県並びに佐渡市行政関係各位のご理解ご支援を法人会に賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

結びにあたりまして、これまで同様佐渡法人会に、皆様方の温かいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げますとともに、本年が良い年になりますよう會員企業の皆様のご健勝、ますますのご繁栄を心よりご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

佐渡税務署
署長 宮川 新一

平成三十年の年頭に当り、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人佐渡法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えることと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、小濱会長をはじめ役員並びに會員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として各種説明会、租税教室等の租税啓発活動、社会貢献活動など様々な活動に意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域社会及び會員企業の健全な発展に多大な貢献をされております。

私どもといたしましても、公益社団法人としての事業活動がより一層充実したものとなりますよう、法人会の皆様方との連携・協調を深めて参りたいと考えておりますので、今後とも税務の良き理解者としてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、税務行政につきましては、社

会経済の環境が変化する中、消費税率の引上げやマイナンバー制度の定着など、制度改正に適切に対応しつつ、適正・公平な課税の実現と期限内納付の推進を図ることにより、皆様からの信頼に応えていくことが重要と考えております。

まもなく所得税・消費税等の確定申告が始まります。申告の際はe-Taxを、納付の際はダイレクト納付を是非ご利用頂きますようお願い申し上げます。なお、社員・従業員の方が、医療費控除等で所得税の確定申告をする際は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用して申告書を作成され郵送等により提出いただきますようご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が公益社団法人佐渡法人会の會員の皆様方にとりまして幸運な年となりますよう祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



平成30年度 税制改正に関する提言 【 要望項目 】

＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて
2. 社会保障制度に対する基本的考え方
3. 行政改革の徹底
4. 消費税引き上げに伴う対応措置
5. マイナンバー制度について
6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について
2. 中小企業の活性化に資する税制措置
3. 事業承継税制の拡充

III. 地方のあり方

IV. 震災復興

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

＜税目別の具体的課題＞

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2)同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
 - (3)個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行

べきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

(1)贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2)居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

(4)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

3. 超過課税

4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

市長へ要望書提出

12月4日、「平成30年度税制改正に関する提言」実現に向けて小濱会長、渡邊副会長、遠藤税制委員長が三浦基裕佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。また、岩崎市会議長に対し提言書を送付しました。



平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

法人会員の
加入促進の
お願い

平成29年12月末会員数**515**社（加入率53%）です。
公益性拡大の観点から**加入率60%台への回復**の為に
会員獲得・ご紹介にご協力をお願いします！



新年のご挨拶

新潟県佐渡地域振興局
局長 小林 敬

新年明けましておめでとうございます。

佐渡法人会の皆様には、日頃から県税を始め県行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、貴会が正しい税務知識の普及と納税意識の啓発に努められるとともに、地域社会の発展に貢献されていることに対し、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は佐渡でも災害が相次ぐとともに、この冬は特に厳しい寒さが続いております。また、世界・国内の経済情勢は、明るさを取り戻しつつありますが、佐渡をはじめ地方経済は、なかなか景気の浮揚を実感できない状況にあります。新しい年が厳しい環境を乗り越え、災害の少ない、明るい年になることを願うところです。また、今年こそ佐渡金銀山の世界遺産国内推薦を実現し、佐渡地域活性化の一つの契機となることを期待しております。

県では、このほど県政運営の指針となる新たな総合計画『いがた未来創造プラン』を策定したところです。この中では、「命と暮らしが守られ、一人一人が未来への希望を持つて自らの幸福を実現できる新潟県を創る」ことを基本理念として、様々な施策を進めることとしています。特に、人口減少問題を最重要課題と位置づけ、現在年に約一万八千四百人減少している県人口を、8年間で五千九百人程度改善することを目標に掲げています。佐渡地域においても、毎年約千人、2%の人口減少が続いています。佐渡地域振興局としても、皆様方とともに人口問題に真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

法人企業の皆様は、佐渡地域の活力の基盤であり、地域の振興には皆様のご協力が不可欠です。社会を支える税のよき理解者として、また、地域の担い手として今後ともお力添えくださいますようお願い申し上げます。

結びに、本年の佐渡経済の発展を願いますとともに、佐渡法人会と会員の皆様のますますのご繁栄、ご健勝を祈念して新年のご挨拶いたします。

【事業報告】平成29年10月～平成30年1月

◆決算期別説明会 10/12・1/18

講師：佐渡税務署 法人課税部門 統括官 景山浩之 氏

◆第2回税務研修会（財政講演会）10/19

講師：関東財務局新潟財務事務所 総務課長 櫻井雅和 氏

演題：これからの日本のために財政を考える

◆菊地幸夫 講演会（共催）10/16

演題：仕事も家庭も一生懸命～ワーク・ライフ・バランス～

◆第3回税務研修会 11/22

講師：佐渡税務署 法人課税部門 統括官 景山浩之 氏

内容：危ない節税対策課否のポイント

◆年末特別講演会（県連主催）※役員対象 12/13

講師：前鳥取県知事 片山善博 氏

演題：政治の課題と地方の視点

◆新春経済講演会（畑野地区）1/9

講師：管理栄養士 松浦みか 氏

演題：40代からの栄養レッスン

◆経営講演会（新穂地区）1/12

講師：尾畑酒造株式会社 専務取締役 尾畑留美子 氏

演題：事業承継と販路開拓～真野鶴の歩み～

◆新春特別講演会（八幡館）1/23

講師：講談師 日向ひまわり 氏

演題：『講談』で描かれる人の繋がり

【財政講演会 10/19】



税務関係4団体（法人会・間税会・青色申告会・納税貯蓄組合）初の共催による講演会を開催しました。

【優良経理担当者表彰 1/23】

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

- ☆ 本間 裕幸 様 佐渡汽船株式会社
- ☆ 畠山 亮介 様 両津南埠頭ビル株式会社
- ☆ 北 奈都樹 様 アイマーク環境株式会社
- ☆ 石塚 一昌 様 中野建設工業株式会社
- ☆ 関川 達也 様 中野建設工業株式会社

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに！

推進運動
実施中！



法人会

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Tax^が
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合に、自主的に中間申告・納付することができます。